

別表第1(第3条関係)

1	公有水面埋立法等に基づく事務
2	地方自治法に基づく事務
3	児童福祉法に基づく事務
4	国有財産法に基づく国土交通大臣の所管に属する国有財産に関する事務
5	国有財産法に基づく農林水産大臣の所管に属する国有財産に関する事務
6	母体保護法に基づく事務
7	保健師助産師看護師法等に基づく事務
8	歯科衛生士法に基づく事務
9	医療法等に基づく事務
10	中小企業等協同組合法に基づく事務
11	漁港及び漁場の整備等に関する法律等に基づく事務
12	火薬類取締法等に基づく事務
13	港湾法等に基づく事務
14	診療放射線技師法等に基づく事務
15	旅券法に基づく事務
16	農地法に基づく事務
17	土地区画整理法に基づく事務
18	歯科技工士法等に基づく事務
19	海岸法等に基づく事務
20	租税特別措置法に基づく事務
21	駐車場法に基づく事務
22	中小企業団体の組織に関する法律に基づく事務
23	分収林特別措置法に基づく事務
24	調理師法等に基づく事務
25	宅地造成及び特定盛土等規制法及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則に基づく事務
26	老人福祉法に基づく事務
27	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく事務
28	大気汚染防止法に基づく事務
29	騒音規制法に基づく事務
30	都市計画法等に基づく事務
31	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務
32	都市再開発法等に基づく事務
33	建築物における衛生的環境の確保に関する法律等に基づく事務
34	悪臭防止法に基づく事務
35	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく事務
36	公有地の拡大の推進に関する法律に基づく事務
37	振動規制法に基づく事務
38	浄化槽法に基づく事務
39	計量法に基づく事務
40	被災市街地復興特別措置法に基づく事務
41	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律等に基づく事務
42	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく事務
43	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等に基づく事務
44	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事務
45	農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく事務
46	身体障害者福祉法施行令に基づく事務
47	栄養士法施行令に基づく事務
48	死体解剖保存法施行令に基づく事務
49	医師法施行令に基づく事務
50	歯科医師法施行令に基づく事務
51	臨床検査技師等に関する法律施行令に基づく事務
52	薬剤師法施行令に基づく事務
53	理学療法士及び作業療法士法施行令に基づく事務
54	製菓衛生師法施行令等に基づく事務
55	視能訓練士法施行令に基づく事務
56	クリーニング業法施行規則に基づく事務
57	戦傷病者特別援護法施行規則に基づく事務
58	救急病院等を定める省令に基づく事務
59	障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令等に基づく事務
60	熊本県ふぐ取扱条例等に基づく事務
61	熊本県港湾管理条例に基づく事務
62	熊本県生活環境の保全等に関する条例に基づく事務
63	熊本県心身障害者扶養共済制度条例等に基づく事務
64	熊本県地下水保全条例に基づく事務
65	熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例に基づく事務
66	熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例に基づく事務
67	熊本県地球温暖化の防止に関する条例に基づく事務
68	学校教育法に基づく事務
69	学校給食法施行令等に基づく事務

別表第2（第4条関係）

移 譲 事 務	算 式
1 公有水面埋立法等に基づく事務	1件当たりの処理額に事務取扱件数を乗じて得た額
2 地方自治法に基づく事務	1件当たりの処理額に事務取扱件数を乗じて得た額
3 児童福祉法に基づく事務	事務取扱件数に1,000円を乗じて得た額
4 国有財産法に基づく国土交通大臣の所管に属する国有財産に関する事務	1件当たりの処理額に事務取扱件数を乗じて得た額
5 国有財産法に基づく農林水産大臣の所管に属する国有財産に関する事務	1件当たりの処理額に事務取扱件数を乗じて得た額
6 母体保護法等に基づく事務	条例別表第6号(2)、(6)、(7)、(9)から(15)までに掲げる事務については、1件当たりの処理額に事務取扱件数を乗じて得た額
7 保健師助産師看護師法等に基づく事務	次に掲げる額の合計額 (1) 条例別表第7号(1)及び(2)に掲げる事務については、1件当たりの処理額に事務取扱件数を乗じて得た額 (2) 条例別表第7号(4)に掲げる事務のうち、保健師助産師看護師法施行令(昭和28年制令第386号)第1条の3第2項、第6条第2項、第7条第2項(同令附則第2項において準用する場合を含む。)に関する事務については、前年度において熊本市及び山鹿市が処理した事務により県に帰属する手数料の100分の20に相当する額を基準として知事が定める額 (3) 保健師等の免許申請、保健師等籍並びに准看護師籍の登録事項変更・登録抹消に関する事務については、事務取扱件数に1,000円を乗じて得た額 (4) (1)、(2)及び(3)以外の事務については、事務取扱件数に500円を乗じて得た額
8 歯科衛生士法に基づく事務	次に掲げる額の合計額 (1) 均等割額 100,000円 (2) 件数割額 1件当たりの処理額に事務取扱件数を乗じて得た額
9 医療法等に基づく事務	次に掲げる額の合計額 (1) 条例別表第9(1)から(7)までに掲げる事務については、均等割額100,000円及び1件当たりの処理額に事務取扱件数を乗じて得た額の合計額 (2) 条例別表第9号(8)から(27)までに掲げる事務については、均等割額30,000円及び1件当たりの処理額に事務取扱件数を乗じて得た額の合計額
10 中小企業等協同組合法に基づく事務	1件当たりの処理額に事務取扱件数を乗じて得た額
11 漁港及び漁場の整備等に関する法律等に基づく事務	次に掲げる額の合計額 I 条例別表第11号(1)から(5)までに掲げる事務 1件当たりの処理額に事務取扱件数を乗じて得た額 II 条例別表第11号(6)に掲げる事務 (1) 条例別表に規定する法又は条例の施行のための規則に基づく事務の範囲を定める規則(平成12年熊本県規則第23号。以下本表において「規則」という。)表第1号に掲げる施行細則第2条第1項及び第3条第1項に関する事務については、事務取扱件数に1,000円を乗じて得た額 (2) 規則表第1号に掲げる施行細則第4条に関する事務については、事務取扱件数に500円を乗じて得た額

事務	算式
12 火薬類取締法等に基づく事務	<p>次に掲げる額の合計額</p> <p>I 条例別表第12号(1)、(8)から(19)まで、(21)、(23)及び(25)から(29)までに関する事務（煙火の消費に係るものと除く。）については、次に掲げる額の合計額</p> <p>(1) 均等割額 15,000円 (2) 件数割額 1件当たりの処理額に事務取扱件数を乗じて得た額</p> <p>II 条例別表第12号(16)から(19)まで及び(26)に関する事務（煙火の消費に係るものに限る。）については、次に掲げる額の合計額</p> <p>(1) 均等割額 28,000円 (2) 件数割額 1件当たりの処理額に事務取扱件数を乗じて得た額</p>
13 港湾法等に基づく事務	1件当たりの処理額に事務取扱件数を乗じて得た額
14 診療放射線技師法等に基づく事務	<p>次に掲げる額の合計額</p> <p>(1) 条例別表第14号(1)に掲げる事務については、均等割額100,000円及び1件当たりの処理額に事務取扱件数を乗じて得た額の合計額</p> <p>(2) 診療エックス線技師免許証の再交付等申請に関する事務については、前年度において熊本市が処理した事務により県に帰属する手数料の額の100分の20に相当する額を基準として知事が定める額</p> <p>(3) (1)及び(2)以外の事務については、事務取扱件数に1,000円を乗じて得た額</p>
15 旅券法に基づく事務	<p>次に掲げる額の合計額</p> <p>(1) 均等割額 41,000円 (2) 一般旅券の発給に関する事務については、事務取扱件数に714円を乗じて得た額 (3) 一般旅券の渡航先の追加に関する事務については、事務取扱件数に143円を乗じて得た額</p>
16 農地法に基づく事務	<p>次に掲げる額の合計額</p> <p>(1) 均等割額 15,000円 (2) 件数割額 1件当たりの処理額に事務取扱件数を乗じて得た額</p>
17 土地区画整理法に基づく事務	<p>次に掲げる額の合計額</p> <p>(1) 均等割額 100,000円 (2) 件数割額 1件当たりの処理額に事務取扱件数を乗じて得た額</p>
18 歯科技工士法等に基づく事務	<p>次に掲げる額の合計額</p> <p>(1) 均等割額 100,000円 (2) 件数割額 1件当たりの処理額に事務取扱件数を乗じて得た額</p>
19 海岸法等に基づく事務	1件当たりの処理額に事務取扱件数を乗じて得た額
20 租税特別措置法に基づく事務	<p>次に掲げる額の合計額</p> <p>(1) 均等割額 100,000円 (2) 件数割額 1件当たりの処理額に事務取扱件数を乗じて得た額</p>
21 駐車場法に基づく事務	1件当たりの処理額に事務取扱件数を乗じて得た額
22 中小企業団体の組織に関する法律に基づく事務	1件当たりの処理額に事務取扱件数を乗じて得た額
23 分収林特別措置法に基づく事務	1件当たりの処理額に事務取扱件数を乗じて得た額

移 譲 事 務	算 式
24 調理師法等に基づく事務	次に掲げる額の合計額 (1) 条例別表第24号(1)に掲げる事務については、事務取扱件数に130円を乗じて得た額 (2) 条例別表第24号(2)に掲げる事務のうち、調理師名簿登録消除に関する事務については、事務取扱件数に1,000円を乗じて得た額 (3) 条例別表第24号(3)に掲げる事務については、事務取扱件数に500円を乗じて得た額 (4) 上記以外の事務については、前年度において熊本市及び山鹿市が処理した事務により県に帰属する手数料の額の100分の20に相当する額を基準として知事が定める額
25 宅地造成及び特定盛土等規制法及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則に基づく事務	事務取扱件数に1,000円を乗じて得た額
26 老人福祉法に基づく事務	1件当たりの処理額に事務取扱件数を乗じて得た額
27 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく事務	事務取扱件数に1,000円を乗じて得た額
28 大気汚染防止法に基づく事務	1件当たりの処理額に事務取扱件数を乗じて得た額
29 騒音規制法に基づく事務	1件当たりの処理額に事務取扱件数を乗じて得た額
30 都市計画法等に基づく事務	次に掲げる額の合計額 I 条例別表第30号(4)、(8)、(34)及び(38)に掲げる事務 事務取扱件数に1,000円を乗じて得た額 II 条例別表第30号(1)、(2)及び(24)から(33)までに掲げる事務 1件当たりの処理額に事務取扱件数を乗じて得た額 III 条例別表第30号(3)、(5)から(7)、(9)から(23)まで、(29)から(33)まで(開発行為の許可等に関する事務に限る。)及び(35)から(37)までに掲げる事務については、次に掲げる額の合計額。ただし、手数料を徴収する場合において、当該徴収に係る手数料が当該交付対象市の歳入となる場合には、合計額から当該交付市の前年度の徴収に係る当該手数料相当額を控除して得た額とする。 (1) 均等割額 100,000円 (2) 件数割額 1件当たりの処理額に事務取扱件数を乗じて得た額
31 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務	次に掲げる額の合計額 (1) 均等割額 14,000円 (2) 件数割額 1件当たりの処理額に事務取扱件数を乗じて得た額
32 都市再開発法等に基づく事務	次に掲げる額の合計額 (1) 均等割額 150,000円 (2) 件数割額 1件当たりの処理額に事務取扱件数を乗じて得た額
33 建築物における衛生的環境の確保に関する法律等に基づく事務	条例別表第33号(2)、(3)及び(5)の事務については、1件当たりの処理額に事務取扱件数を乗じて得た額
34 悪臭防止法に基づく事務	1件当たりの処理額に事務取扱件数を乗じて得た額
35 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく事務	1件当たりの処理額に事務取扱件数を乗じて得た額
36 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく事務	1件当たりの処理額に事務取扱件数を乗じて得た額
37 振動規制法に基づく事務	1件当たりの処理額に事務取扱件数を乗じて得た額
38 凈化槽法に基づく事務	1件当たりの処理額に事務取扱件数を乗じて得た額
39 計量法に基づく事務	1件当たりの処理額に事務取扱件数を乗じて得た額
40 被災市街地復興特別措置法に基づく事務	1件当たりの処理額に事務取扱件数を乗じて得た額

移 譲 事 務	算 式
41 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律等に基づく事務	次に掲げる額の合計額 (1) 均等割額 100,000円 (2) 条例別表第41号(1)に掲げる事務については、事務取扱件数に300円を乗じて得た額 (3) (2)以外の事務については、1件当たりの処理額に事務取扱件数を乗じて得た額
42 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく事務	1件当たりの処理額に事務取扱件数を乗じて得た額
43 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等に基づく事務	次に掲げる額の合計額 (1) 均等割額 100,000円 (2) 件数割額 1件当たりの処理額に事務取扱件数を乗じて得た額
44 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事務	1件当たりの処理額に事務取扱件数を乗じて得た額
45 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく事務	1件当たりの処理額に事務取扱件数を乗じて得た額
46 身体障害者福祉法施行令に基づく事務	事務取扱件数に1,000円を乗じて得た額
47 栄養士法施行令に基づく事務	次に掲げる額の合計額 (1) 条例別表第47号(1)及び(2)の事務のうち、登録の抹消に関する事務については、事務取扱件数に1,000円を乗じて得た額 (2) 条例別表第47号(1)の事務のうち、免許の申請、書換え交付及び再交付に関する事務については、前年度において熊本市及び山鹿市が処理した事務により県に帰属する手数料の額の100分の20に相当する額を基準として知事が定める額 (3) 条例別表第47号(2)((1)以外の事務に限る。)に掲げる事務については、事務取扱件数に750円を乗じて得た額 (4) 条例別表第47号(4)及び(5)に掲げる事務については、事務取扱件数に500円を乗じて得た額
48 死体解剖保存法施行令に基づく事務	次に掲げる額の合計額 (1) 条例別表第48号(1)に掲げる事務については、事務取扱件数に1,000円を乗じて得た額 (2) 条例別表第48号(2)に掲げる事務については、事務取扱件数に500円を乗じて得た額
49 医師法施行令に基づく事務	次に掲げる額の合計額 (1) 条例別表第49号(1)に掲げる事務については、事務取扱件数に1,000円を乗じて得た額 (2) 条例別表第49号(2)に掲げる事務については、事務取扱件数に500円を乗じて得た額
50 歯科医師法施行令に基づく事務	次に掲げる額の合計額 (1) 条例別表第50号(1)に掲げる事務については、事務取扱件数に1,000円を乗じて得た額 (2) 条例別表第50号(2)に掲げる事務については、事務取扱件数に500円を乗じて得た額
51 臨床検査技師等に関する法律施行令に基づく事務	次に掲げる額の合計額 (1) 条例別表第51号(1)に掲げる事務については、事務取扱件数に1,000円を乗じて得た額 (2) 条例別表第51号(2)に掲げる事務については、事務取扱件数に500円を乗じて得た額
52 薬剤師法施行令に基づく事務	次に掲げる額の合計額 (1) 条例別表第52号(1)に掲げる事務については、事務取扱件数に1,000円を乗じて得た額 (2) 条例別表第52号(2)に掲げる事務については、事務取扱件数に500円を乗じて得た額
53 理学療法士及び作業療法士法施行令に基づく事務	次に掲げる額の合計額 (1) 条例別表第53号(1)に掲げる事務については、事務取扱件数に1,000円を乗じて得た額 (2) 条例別表第53号(2)に掲げる事務については、事務取扱件数に500円を乗じて得た額
54 製菓衛生師法施行令等に基づく事務	次に掲げる額の合計額 (1) 製菓衛生師名簿訂正・登録消除に関する事務については、事務取扱件数に1,000円を乗じて得た額 (2) 条例別表第54号(2)に掲げる事務については、事務取扱件数に500円を乗じて得た額 (3) (1)及び(2)以外の事務については、前年度において熊本市及び山鹿市が処理した事務により県に帰属する手数料の額の100分の20に相当する額を基準として知事が定める額

移譲事務	算式
55 視能訓練士法施行令に基づく事務	次に掲げる額の合計額 (1) 条例別表第55号(1)に掲げる事務については、事務取扱件数に1,000円を乗じて得た額 (2) 条例別表第55号(2)に掲げる事務については、事務取扱件数に500円を乗じて得た額
56 クリーニング業法施行規則に基づく事務	次に掲げる額の合計額 (1) 免許証の返納及び提出に関する事務については、事務取扱件数に500円を乗じて得た額 (2) (1)以外の事務については、前年度において熊本市が処理した事務により県に帰属する手数料の額の100分の20に相当する額を基準として知事が定める額
57 戦傷病者特別援護法施行規則に基づく事務	次に掲げる額の合計額 (1) 補装具の支給等及び戦傷病者手帳記載事項訂正に関する事務については、事務取扱件数に1,000円を乗じて得た額 (2) (1)以外の事務については、事務取扱件数に500円を乗じて得た額
58 救急病院等を定める省令に基づく事務	事務取扱件数に1,000円を乗じて得た額
59 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令等に基づく事務	次に掲げる額の合計額 (1) 条例別表第60号(1)に掲げる事務については、事務取扱件数に1,000円を乗じて得た額 (2) 条例別表第60号(2)及び(3)に掲げる事務については、事務取扱件数に500円を乗じて得た額
60 熊本県ふぐ取扱条例等に基づく事務	次に掲げる額の合計額 (1) 条例別表第61号(1)並びに規則表第5号(1)及び(2)に掲げる事務については、前年度において熊本市が処理した事務により県に帰属する手数料の額の100分の20に相当する額を基準として知事が定める額 (2) (1)以外の事務については、事務取扱件数に500円を乗じて得た額
61 熊本県港湾管理条例に基づく事務	I 条例別表第62号(1)に掲げる事務 前年度において県に帰属する使用料(払込書又は報告書の額)の総額の10分の4(三角港については10分の3)に相当する額以内で知事が定める額 II 条例別表第62号(2)に掲げる事務 1件当たりの処理額に事務取扱件数を乗じて得た額
62 熊本県生活環境の保全等に関する条例に基づく事務	次に掲げる額の合計額 I 条例別表第63号(1)、(2)、(3)イからオ、及び(4)に掲げる事務 (1) 当該市町村の人口に応じて、別表第3に掲げる額 (2) 前年度末日現在における工場・事業所数(熊本県生活環境の保全等に関する条例(昭和44年熊本県条例第23号)第9条、第30条及び第44条に規定する届出工場・事業場)に応じて、別表第4に掲げる額 (3) 前年度における届出受理件数に70円を乗じて得た額 (4) 前年度における立入検査件数に700円を乗じて得た額 II 条例別表第63号(3)アに掲げる事務 1件当たりの処理額に事務取扱件数を乗じて得た額
63 熊本県心身障害者扶養共済制度条例等に基づく事務	次に掲げる額の合計額 (1) 掛け金減免該当者の現況届出に関する事務については、事務取扱件数に1,000円を乗じて得た額 (2) (1)以外の事務については、事務取扱件数に500円を乗じて得た額

移 譲 事 務	算 式
64 熊本県地下水保全条例に基づく事務	<p>次に掲げる額の合計額</p> <p>I 条例別表第65号(1)から(3)まで及び(8)から(11)までに掲げる事務(熊本市のみ)</p> <p>(1) 均等割額 50,000円</p> <p>(2) 前年度末日現在における工場・事業所数(熊本県地下水保全条例第8条に規定する届出工場・事業場)に応じて、別表第4に掲げる額</p> <p>(3) 前年度における届出受理件数に70円を乗じて得た額</p> <p>(4) 前年度における立入検査件数に700円を乗じて得た額</p> <p>II 条例別表第65号(4)～(7)までに掲げる事務(熊本市を含む20市町村)</p> <p>(1) 均等割額 50,000円</p> <p>(2) 前年度の申請及び届出の件数並びに報告対象となる井戸の件数</p> <p>(3) 熊本県地下水保全条例第25条の規定に基づく指定地域の面積(1km²未満の端数は四捨五入とする。)に200円を乗じて得た額</p>
65 熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例に基づく事務	次に掲げる額の合計額
	<p>(1) 均等割額 100,000円</p> <p>(2) 件数割額 1件当たりの処理額に事務取扱件数を乗じて得た額</p>
66 熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例に基づく事務	1件当たりの処理額に事務取扱件数を乗じて得た額
67 熊本県地球温暖化の防止に関する条例に基づく事務	次に掲げる額の合計額
	<p>(1) 均等割額 100,000円</p> <p>(2) 件数割額 1件当たりの処理額に事務取扱件数を乗じて得た額</p>
68 学校教育法に基づく事務	1件当たりの処理額に事務取扱件数を乗じて得た額
69 学校給食法施行令等に基づく事務	1件当たりの処理額に事務取扱件数を乗じて得た額

備考 事務を年度の途中から権限移譲した場合の当該市町村等の当該事務に係る均等割の額は、この表の算定欄に定める均等割額に当該事務の処理を行う期間の年度全体の期間に占める割合を乗じて得た額とする。

別表第3(第4条関係)

人 口			金額
	20, 000	人未満	10, 000 円
20, 000	人以上	40, 000	〃
40, 000	〃	60, 000	〃
60, 000	〃	80, 000	〃
80, 000	〃	100, 000	〃
100, 000	〃	120, 000	〃
120, 000	〃		70, 000 円
ただし、熊本市は200, 000円とする。			

別表第4（第4条関係）

工場・事業場数			金額
1 工場等以上		10 工場等以下	10, 000 円
11 〃		30 〃	15, 000 円
31 〃		50 〃	20, 000 円
51 〃		100 〃	30, 000 円
101 〃		500 〃	40, 000 円
501 〃		1, 000 〃	50, 000 円
1, 001 〃			100, 000 円